

議案第 1 号

令和 7 年 4 月 27 日執行真岡市長選挙に係る選挙無効請求事件の判決に伴う処理方針について

令和 7 年 4 月 27 日執行真岡市長選挙に係る選挙無効請求事件の判決に伴う処理方針を、次のとおり定めるものとする。

令和 7 (2025) 年 11 月 19 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

令和7年4月27日執行真岡市長選挙に係る選挙無効請求事件の判決に伴う 処理方針

1 事件（第1審）の内容

- (1) 係属裁判所 東京高等裁判所
- (2) 事件番号 令和7年（行ケ）第12号
- (3) 事件名 選挙無効請求事件
- (4) 当事者 原告 佐々木 重信
被告 栃木県選挙管理委員会
- (5) 訴えの要旨

被告は、令和7年4月27日に執行された真岡市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、真岡市選挙管理委員会へのファクシミリによる申出は認められないとの裁決書を交付したが、一般的常識においてファクシミリは文書の1つと判断されているところであるので、ファクシミリの申出が認められないことは不当である。

法的に正しい見解を示していただき、真岡市長選挙が公平な正しい選挙であったか真摯に調べていただくことを請求する。

(6) 判決内容（令和7年10月23日判決）

- 1 本件訴えを却下する。（選挙管理委員会の勝訴判決）
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

2 処理方針

- (1) 応訴する。
- (2) 訴訟の進行状況は、隨時、委員会に報告する。

3 代理人の指定

本事件について引き続き当委員会を代理する者を次のとおり指定する。

- (1) 訴訟代理人 平野 浩視
- (2) 指定代理人 選挙係長 吉澤 滋、主任 大塚 博人、書記 店綱 有哉

4 経過

令和7年

4月27日 真岡市長選挙

5月12日 【異議の申出期限】

佐々木氏が真岡市選管に対し、異議の申出の旨ファクシミリにて送信

5月15日 佐々木氏から異議の申出の文書が真岡市選管に到達

5月26日 真岡市選管はファクシミリによる異議の申出は不適法であるとして異議の申出を却下する決定

6月 5日 佐々木氏が県選管に審査申立て

7月 16日 県選管は市選管の決定を支持し審査の申立てを却下する裁決

7月 31日 佐々木氏が東京高裁に提訴

9月 18日 第1回口頭弁論・結審

10月 23日 判決

11月 7日 上告

令和7年10月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和7年(行ケ)第12号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月18日

判 決

5 栃木県真岡市熊倉町5101番地4

原 告 佐々木 重 信

宇都宮市塙田1丁目1番20号

被 告 栃木県選挙管理委員会

同代表者委員長 金 田 尊 男

10 同訴訟代理人弁護士 平 野 浩 視

同 指定代理人 吉 澤 滋

同 同 大 塚 博 人

同 店 網 有 哉

主 文

15 1 本件訴えを却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告の、令和7年4月27日執行の真岡市長選挙(以下「本件選挙」という。)の効力に関する審査の申立てに対し、被告が同年7月16日付けで行った審査の申立てを却下する旨の裁決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、本件選挙の候補者である原告が、本件選挙の効力に関する審査の申立てを却下した被告の裁決の取消しを求めている事案である。

25 1 前提事実(争いがないか、括弧内掲記の証拠(枝番のあるものは枝番を含む。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 本件選挙は、令和7年4月27日(以下、年の記載のないものは、令和7年を指す。)に執行された真岡市の市長選挙であり、原告は、上記選挙に立候補した者である。(乙1)

5 本件選挙には、原告及び訴外中村和彦(以下「訴外中村」という。)が立候補し、本件選挙の結果、原告は落選し、訴外中村が当選した。(乙1)

(2) 原告は、本件選挙の効力に関する5月12日付けの異議申出書(以下、「本件異議申出書」といい、同申出書に係る申出を「本件異議申出」という。)をファクシミリで真岡市選挙管理委員会(以下「市選管」という。)宛てに送信し、同日午後4時22分頃、真岡市役所内に設置された受信機により受信された。(乙2、3)

10 (3) 上記ファクシミリにより送信されたものと同内容の文書は、5月13日付けの消印のある封書により、同月15日に市選管に到達した。(乙4)

15 (4) 市選管は、5月26日、本件異議申出が、公職選挙法(以下「法」という。)202条1項に定める申出期間内にされなかつたとして、これを却下する旨の決定(以下「市選管決定」という。)をした。(甲2)

(5) 原告は、同日頃、市選管決定に係る決定書を受領し、被告に対し、6月1日付で、市選管決定を不服として審査(以下「本件審査」という。)を申し立て、被告は、同月5日にこれを受領した。(甲3、5)

20 (6) 被告は、7月16日付で、原告に対し、ファクシミリによる市選管への本件異議申出書の提出は不適法であり、原告の本件異議申出が法の定める提出期間を徒過しているとしてこれを却下した市選管決定は妥当なものであり、提出期間の徒過は補正できないとして、法216条2項、行政不服審査法24条2項に基づき、本件審査の申立てを却下する旨の裁決をした(以下「本件裁決」という。)。(甲5)

25 (7) 原告は、7月16日頃、本件裁決に係る裁決書を受領し、同月31日、当裁判所に本件訴訟を提起した。(当裁判所に顕著な事実)

2 主たる争点及びこれに対する当事者の主張

本件の主たる争点は、ファクシミリによる市選管への本件異議申出書の送信が、法202条1項に定める文書による異議の申出に当たるか否かである。

(原告の主張)

5 一般に、ファクシミリは文書の一つであると考えられている。

また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）は、行政機関等に対して情報システムの整備を義務付けており、対象機関には地方公共団体又はその機関も含まれ、対象書面には文書も含まれているから、本件で問題となっている異議申出も当然に含まれている。

10 そして、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「総務省施行規則」という。）によれば、申請等を書面でしようとする者は、当該申請事項を申請者の電子計算機から入力し、これを受けた行政機関は使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならず、その記録された時をもって当該文書が受理されたものとされているから、情報通信技術推進のための努力も設備整備もしないことは被告の怠慢であり、それ自体違法である。

したがって、ファクシミリによる本件異議申出は文書の提出として認められるべきである。

(被告の主張)

20 法及び関連規定には、口頭やファクシミリにより法202条1項に定める異議を申し出ることができる旨の規定はなく、異議の申出は必ず文書をもってしなければならない。

文書とは、紙媒体をいうものであり、原本となるものである。これに対し、ファクシミリは、文書等を送信側の機器において画像として電子データ化し、電気信号に変換して通信回線を通じて送信するものであり、受信側の機器に障害なく電気信号が到達したとしても、その時点では文書とはいえない。また、

書面の形態になるには、受信側の機器により印字・印刷される必要があるものの、受送信のいずれか又は双方の機器の不具合等により、データの受信と印字にタイムラグが生じ、あるいは印字が適切にされない場合もある。

したがって、ファクシミリの場合、送信者の作成した書面が原本であり、受信者の機器により書面化された書面は飽くまで写しであって、「文書」には該当しない。

民事訴訟規則（以下「民訴規則」という。）3条では、提出により訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面はファクシミリの利用による提出ができるないとされている。この趣旨は、上記書面は手続上重大な効果を生じさせる重要な書面であることから、当該申立ての有無や申立てのされた時期等に争いが生じることのないようにしたもので、かつ、上記規定は、もともとファクシミリによる提出が書面の提出として想定されていなかったために新たにこれを認める定めをしたというべきである。そして、法202条1項の異議の申出書面も、手続上重大な効果を生じさせる重要な書面であることや、法や真岡市の条例において、ファクシミリの利用による書面の提出を認める規定はないことにも照らすと、民訴規則3条の趣旨は、法202条1項に定める異議の申出に係る文書の提出についても同様に該当するというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 (1) 法202条1項は、選挙の効力に関する異議の申出を文書によるものと規定しているところ、その提出方法についてファクシミリを利用することを認めた規定は存在しない。

文書とは、一般に文字又はこれに代わるべき代替的符号を用い、ある程度永続すべき状態において物体上に記載された意思又は観念の表示と解されている。そして、文書の提出について、ファクシミリを利用した場合、受信者側が書面としてこれを受領するには、受信機器を通じて紙媒体に印字・印刷される必要があるが、その際、送受信機器やデータ送信の不具合等により、

送信から受信までにある程度の時間差が生じたり、送信された文書のデータの全部が正確かつ鮮明に印字・印刷されない可能性があることは否定できない。また、送信者が作成し送信した書面が原本であるのか、受信者が印字・印刷した書面が原本であるのかについても疑義が生じる可能性がある。

法202条1項の異議の申出に係る書面は、選挙の無効に関する不服申立ての手続として重大な効果を生じさせるものであって、その申出期間も法定されているものであるから、当該申出の有無、申出のされた時期、申出の内容等について明確性を要求される文書であるというべきであるが、ファクシミリによる提出を認めた場合、上記のように文書の内容や申出のされた時期等について、明確性に欠ける事態が生じることになる。

そうすると、法202条1項の異議申出にかかる文書をファクシミリにより提出することは許されないと解するのが相当である。

なお、民訴規則も、同様の趣旨から、その提出により訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面は、ファクシミリを利用して提出することはできないものとしているところである（民訴規則3条1項3号）。

(2) この点に関し、原告は、デジタル手続法によれば本件異議申出書も申請の対象となっていると解すべきところ、同法や施行規則に基づく設備整備をしない被告の行為は違法である旨を主張する。

しかしながら、デジタル手続法及び同法の規定に基づき関係法令を実施するため定められた総務省施行規則に定める電子情報処理組織を使用する方法による申請等（デジタル手続法6条1項、総務省施行規則4条1項）にはファクシミリの利用による提出は含まれていないと解されるし、地方公共団体等の国の行政機関等以外の行政機関等についての情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策について定めた条項（デジタル手続法5条4項）をみても、努力義務にとどまるものであって、同項に定める施策を被告が行わなかったことが直ちに違法になると

いうことはできない。同法等の存在が上記(1)の判断を左右するものではない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

(3) 本件選挙の効力に関する異議申出の期間は、本件選挙の日から14日以内である5月12日(同月11日が日曜日であるため。法270条の3ただし書参照)までとなるところ、原告による適法な異議申出と認められる郵送による文書の提出は、同月15日である(前提事実(3))。

そうすると、市選管への本件異議申出書の提出は法定の提出期間を超過したものであり、本件異議申出は不適法であるから、本件審査の申立てを却下した本件裁決は相当である。

(4) 本件選挙のような市町村の長の選挙において、その選挙の効力に不服がある選挙人は、法202条1項に定める選挙管理委員会に対して異議を申し出て、その決定に不服がある場合に同条2項に定める選挙管理委員会に審査を申し立てて裁決を経た上で、法203条1項所定の訴訟を提起できる。

しかし、本件訴訟は、前示のとおり不適法な異議申出及びこれに引き続く審査申立ての裁決を経たものであるから、本件訴訟に係る訴えは、法202条1項及び同条2項に定める異議申出及び審査決定を経た適法な訴えということはできない。

2 よって、原告の本件訴えは不適法であるからこれを却下することとして、本文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官

太田光詳



裁判官

條原康治



裁判官

石村

智



5

これは正本である。

令和 7 年 10 月 23 日

東京高等裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 清水未穂子

議案第2号

参議院栃木県選出議員選挙に係る選挙無効請求事件の判決に伴う処理方針について

令和7年7月20日執行参議院栃木県選出議員選挙に係る選挙無効請求事件の判決に伴う処理方針を、次のとおり定めるものとする。

令和7(2025)年11月19日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金田尊男

参議院栃木県選出議員選挙に係る選挙無効請求事件の判決に伴う処理方針

1 事件（第1審）の内容

- (1) 訴訟提起日 令和7年7月22日
- (2) 係属裁判所 東京高等裁判所
- (3) 事件番号 令和7年（行ケ）第9号
- (4) 事件名 選挙無効請求事件
- (5) 当事者 原告 園田 秀樹
被告 栃木県選挙管理委員会
- (6) 訴えの要旨

令和7年7月20日に執行された参議院選挙区選出議員選挙は、都道府県を選挙区の単位として行われ、選挙区間の一票の較差は最大で3.102倍である。原告が選挙人となっている栃木県選挙区でも、議員一人当たりの有権者数が最少の選挙区と比較すると較差は2.572倍である。

よって、本選挙は憲法に基づく人口比例選挙の要求に反しており、栃木県選挙区における選挙は無効である。

(7) 判決内容（令和7年10月30日判決）

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。（選挙管理委員会の勝訴判決）
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

2 処理方針

- (1) 原告が上告した場合には応訴する。
- (2) 第1審に引き続き、法務大臣（東京法務局）に対して訴訟の遂行を求める。
- (3) 準備書面（答弁書を含む。）は、東京法務局に原案の作成を求めることとし、必要に応じて修正の上、成案とする。
- (4) 訴訟の進行状況は、隨時、委員会に報告する。

3 代理人の指定

本事件について引き続き当委員会を代理する者を次のとおり指定する。

指定代理人 選挙係長 吉澤 滋、書記 店網 有哉

4 経過

令和7年

- 7月20日 参議院栃木県選出議員選挙投票日
- 7月22日 原告が東京高等裁判所に提訴、受理
- 8月 4日 東京高裁から送達された訴状を本委員会において受領

- 8月 5日 県選挙管理委員会において処理方針を決定
- 8月 6日 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律
(以下「権限法」という。) 第6条の2第1項の規定による法務大臣への報告
〃 権限法第7条第1項の規定による法務大臣への訴訟遂行依頼
〃 権限法第7条第2項の規定による総務大臣への通知
- 8月 19日 選挙の効力に関する訴訟提起期限
(公職選挙法第204条 選挙の日から30日以内)
- 9月 8日 法務省(東京法務局)から東京高裁に答弁書を提出
- 10月 8日 第1回口頭弁論・結審
- 10月 30日 判決言渡(選管勝訴)

判決要旨

判決言渡期日等 令和7年10月30日午後1時30分(825号法廷)

事件番号等 令和7年(行ケ)第9号選挙無効請求事件

判決裁判所 東京高等裁判所第10民事部

(裁判長裁判官・宮坂昌利、裁判官・西村修、裁判官・小島清二)

主 文 (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

当事者 原告 鶴本圭子ほか10名

被告 東京都選挙管理委員会ほか10名

1 事案の概要

本件は、令和7年7月20日に行われた参議院議員の通常選挙について、東京都選挙区ほか10選挙区の選挙人である原告らが、公職選挙法所定の議員定数配分規定は人口比例に基づいて定数配分しておらず憲法に違反し無効であるとして、提起した選挙無効訴訟である。

2 東京高等裁判所の判断

(1) 本件選挙における最大較差

ア 本件選挙は、平成30年改正(平成27年改正で導入された4県2合区を維持しつつ選挙区選出議員を2増とするもの)後の公職選挙法に係る本件定数配分規定の下で3度目の通常選挙である。この間の最大較差(議員1人当たりの選挙人数が最小の選挙区を1とした場合の最大の選挙区の倍率)は、前々回の令和元年選挙時が3.00倍、前回の令和4年選挙時が3.03倍であったところ、これらの選挙に係る2件の最高裁大法廷判決は、いずれも違憲状態にあったとはいえないとの判断を示しつつも、較差の更なる是正に向けた取組を求める明確なメッセージを発信していた。

イ 本件選挙当日における最大較差は3.13倍であり、前回選挙時から、顕著な変化とまではいえないにせよ、投票価値の平等の要請の重要性に照らして看過し難い拡大傾向が生じている。

(2) この間の国会の取組と現在の問題状況の整理

ア 現在に至る議論の出発点となったのは、選挙区を都道府県単位とする仕組み自体の見直しに踏み込んで言及した平成24年10月17日最高裁大法廷判決であると考えられる。これを受け、平成27年改正が合区制を導入し、長らく5倍前後で推移してきた最大較差を約3倍程度に縮小させたのは画期的成果であった。加えて、同改正法附則には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るとの規定が置かれた。ところが、この附則で示された決意とは裏腹に、その後の国会の動きをみると、平成30年改正は選挙区定員2増等の微修正にとどまり、また、令和4年11月に設置された参議院改革協議会等での検討は精力的に行われたものの、同協議会報告書は、令和10年通常選挙に向けて結論を出すとしたにすぎず、具体的な成果は示せなかった。投票価値の不均衡の更なる是正と選挙制度の抜本的な見直しに向けた国会の取組は突然減速してしまったように見える。

イ その原因是、一方で、合区対象県における投票率の低下及び無効投票率の上昇という弊害が顕在化し、このままでは代表民主制の正統性を傷つけかねないとして合区の解消を求める声が地方政治の場でも国会の議論でも大勢を占めるに至り、もはや合区制を維持することは政治的に不可能になっているのみならず、投票価値の不均衡とは別の憲法上の疑義をも生じさせていること、他方で、投票価値の平等の実現という観点からみると、合区制を導入したことが大きな前進であったことは紛れもない事実であり、単純に合区制を解消するだけでは投票価値の平等の要請に応えられないこと、以上のジレンマにあったと理解される。

ウ 合区制の解消に向けて軌道修正せざるを得なくなっている現状は、議論がいわば「振出しに戻った」局面であると解される。これ自体はやむを得ない成り行きであるが、前記平成24年最高裁大法廷判決で整理済みとなっている議論を蒸し返し、結論を更に先延ばしにするようなことがあれば違憲の判断も免れないと考えられ、そのデッドラインは、参議院改革協議会が前記報告書に明記した令和10年通常選挙までということになろう。

(3) 本件定数配分規定の合憲性について

本件選挙が行われたのは、参議院改革協議会が令和7年6月に前記報告書を取りまとめた直後で、ようやく問題状況が整理され、これを踏まえた具体的な検討がこれから始まるという状況であった。このような経緯を踏まえると、本件選挙当時に生じていた較差が違憲状態に至っていたかどうかを判断するには時期尚早といわざるを得ず、仮に、違憲状態という評価があり得るとしても、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えていたとはいえないと解される。

よって、本件選挙当時、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。

以上

議案第 3 号

栃木県選挙等執行規程の一部改正について

栃木県選挙等執行規程（昭和 25 年栃木県選挙管理委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 (2025) 年 11 月 19 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙等執行規程の一部改正について

令和 7 (2025) 年 11 月

1 改正の趣旨

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正に伴い、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

- (1) 公職選挙法第 143 条第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスターに係る記載を削除する。
- (2) 別記第 15 号様式の 7 から別記第 15 号様式の 9 における公費負担に係る限度額について改正する。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

○栃木県選挙等執行規程の一部改正

栃木県選挙管理委員会告示第 号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年 月 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程（昭和25年栃木県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条の4 法第144条の2第1項の規定によるポスターの掲示場には、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで法<u>第143条第1項第5号</u>_____のポスター_____1枚を、栃木県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年栃木県条例第26号。以下「ポスター掲示場条例」という。）第1条第1項の規定によるポスターの掲示場には、選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで法第143条第1項第5号のポスター1枚を掲示することができる。</p>	<p>第9条の4 法第144条の2第1項の規定によるポスターの掲示場には、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで法<u>第143条第1項第4号の3及び第5号</u>のポスター<u>それぞれ</u>1枚を、栃木県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年栃木県条例第26号。以下「ポスター掲示場条例」という。）第1条第1項の規定によるポスターの掲示場には、選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで法第143条第1項第5号のポスター1枚を掲示することができる。</p>

別記第15号様式の7備考第4項中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

別記第15号様式の8備考第4項中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

別記第15号様式の9（その2）（別紙）中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改め、同様式（その3）（別紙）中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

令和 7 (2025) 年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて

1 概要

公益財団法人明るい選挙推進協会、都道府県選管連合会主催で毎年開催されている、小学校・中学校・高等学校の児童生徒を対象とした、明るい選挙を呼びかけることを内容とするポスターのコンクール

2 審査

各学校からの作品を市町選管で第1次審査を、県選管で第2次審査を、公益財団法人明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会等による第3次審査を実施

3 第1次審査（市町審査）状況（9月中旬実施）

種 別	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	計	(参考) 前年度計
応募学校数 (校)	165	72	4	241	247
応募者数 (人)	1,559	614	19	2,192	1,978
第2次審査提出数 (点)	318	142	3	463	444

4 第2次審査（県審査）状況

(1) 審査日 令和 7 (2025) 年 10 月 1 日 (水)

(2) 審査員

・ 県教育委員会事務局義務教育課	柴 栄 指導主事
・ 県選挙管理委員会	松永 安優美 委員
	山口 弘美 書記長

(3) 審査結果（審査対象 463 点）

- ・ 優秀賞 17 点（小学校 10 点、中学校 6 点、高校 1 点）
- ・ 入選 41 点
- ・ 佳作 80 点

※優秀賞 17 点を第3次審査へ提出

5 県審査優秀賞作品について

(1) 表彰式

- ・ 日時 令和 7 (2025) 年 11 月 26 日 (水)
- ・ 会場 栃木県庁昭和館正庁

(2) 展示会

- ・ 期間 令和 7 (2025) 年 11 月 28 日 (金) から同年 12 月 5 日 (金) まで
- ・ 会場 県庁本館 15 階展望ロビー展示ギャラリー

※作品展示の他、県選管ホームページに掲載

書記官送達印
令和7年9月26日受領

言渡	令和7年9月26日
交付	令和7年9月26日
裁判所書記官	

資料2

令和7年（行ツ）第128号、第118号、第123号、第127号、第130号、第133号、第137号、第141号、第142号、第144号、第148号、第149号、第151号、第167号

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の別紙記載の各判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件各上告を棄却する。

各上告費用は各上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人升永英俊ほかの各上告理由について

1 本件は、令和6年10月27日に行われた衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、公職選挙法別表第1に定める各選挙区の選挙人である上告人らが、衆議院小選挙区選出議員（以下単に「小選挙区選出議員」という。）の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する同法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数は465人とされ、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とされている（4条1項）。小選挙区選挙については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ（同法13条1項、別表第1。以下、後記の改正の前後を通じてこれら

書記官送達

令和5年1月25日午前3時7分

令和4年（行ツ）第98号、第103号、第104号、第109号、第116号、
第118号、第119号、第122号、第124号、第126号、第127号、第
128号、第130号、第132号、第137号、第138号

選挙無効請求事件

判決理由骨子

本件選挙は、平成30年大法廷判決が平成29年選挙当時において合憲状態と判断したのと同じ選挙区割りの下で行われたが、本件選挙当時には、選挙人数の最大較差が1対2.079になるなどしていた。しかし、平成28年法律第49号による改正後の区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしており、これと一体的な関係にある上記選挙区割りの下で拡大した較差も、当該制度の枠組みの中では是正されることが予定されているといえる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとはいえない。そして、本件選挙当時の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれず、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということはできない。

したがって、本件選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいはず、これらの規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。（反対意見がある。）

市町選挙の結果について

○ 長の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	当選人	党派	職業	投票率 (前回)	うち期日前 (前回)
那須烏山市	任期満了	10月19日	川俣 純子	無所属	那須烏山市長	61.58% (57.77%)	41.90% (29.72%)
那珂川町	任期満了	10月19日	益子 純恵	無所属	前那珂川 町議会議員	67.18% (72.62%)	41.13% (18.99%)
市貝町	任期満了	11月9日	軽部 修	無所属	無職	55.41% (68.72%)	29.60% (15.90%)

- ※1 那須烏山市長選挙における前回の投票率及び期日前投票率は、前回（令和3年10月24日執行）が無投票であったため、前々回（平成29年10月22日執行）の数値を記載
- ※2 那珂川町長選挙における前回の投票率及び期日前投票率は、過去2回（令和3年10月24日及び平成29年10月29日執行）が無投票であったため、平成25年10月27日執行の数値を記載
- ※3 市貝町長選挙における前回の投票率及び期日前投票率は、過去2回（令和3年11月7日及び平成29年11月12日執行）が無投票であったため、平成25年11月10日執行の数値を記載

○ 議員の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	選挙すべき 者の数	候補者数	投票率 (前回)	うち期日前 (前回)
市貝町	補欠選挙	11月9日	1	1	無投票	—